

商業登記・法人登記についてお悩みの方へ

お近くの司法書士が解決します。

「商業登記・法人登記についてわからないことがある…。」

司法書士が丁寧にご説明します。

「誰に相談すればよいのかわからない…。」

司法書士にご相談ください。

商業登記や各種法人の登記について、お悩みではありませんか？

会社や各種法人の登記は、多くの場合、登記事項に変更が生じた後一定期間内に行わなければならないものと定められています。

司法書士は、商業登記・法人登記の専門家として、依頼者の方にご説明をするとともに、速やかに登記の申請を代理して行うことができます。お気軽にご相談ください。

まずはお近くの
司法書士会まで
お電話ください。

大阪司法書士会 06-6941-5351

京都司法書士会 075-255-2566

兵庫県司法書士会 078-341-2755

奈良県司法書士会 0742-22-6677

滋賀県司法書士会 077-525-1093

和歌山県司法書士会 073-422-0568

近畿司法書士会連合会 06-6941-1511